

原子炉等規制法に基づく法令報告の改善について

令和2年12月21日の第1回「原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合」を踏まえ、日本原子力研究開発機構の意見について、以下のとおり回答いたします（詳細については別紙参照）。

○【報告事象は適切か】

廃止措置申請中や長期停止など、安全上の影響・施設の状態を考慮に入れるか

【意見】

- 運転中の施設と廃止措置段階の施設では求められる安全機能や事故時影響が異なることから、原子力施設の運用状況による安全上の影響を考慮した法令報告事象区分を検討いただきたい。
- 核燃料物質使用施設においては、複数の施設をまとめて使用許可を取得し、使用変更許可によって個々の施設に関する使用の廃止をおこなっている場合もある。安重施設の有無、41条該当又は非該当等安全上のリスクも異なることから核燃料物質使用施設の特徴を踏まえた区別の検討をしていただきたい。

（具体的な事案）

- ・「核燃料物質の使用等に関する規則」第6条の10第2号
故障が安全に影響を及ぼす可能性がある報告事象の考え方について（別紙No.1）

○【報告事象の解釈の記載は適切か】

【意見】

- 現状の法令報告対象事象やその解釈（訓令）については、原子炉施設の運用状況を考慮した安全上の影響度合いに則したのではなく、広範に報告を義務付けていると思われるため、安全上の影響度合いの大きな事象に重きをおいた法令報告事象としていただきたい。

（具体的な事案）

- ・「核燃料物質の使用等に関する規則」第6条の10第2号
故障が安全に影響を及ぼす可能性がある報告事象の考え方について（別紙No.2）

- ・「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」第16条の14第3号
令和2年4月1日の法令改正後の報告対象となる機器及び構築物の考え方について
(別紙No.3)
- ・「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」第16条の14第4号
火災で故障が発生した場合に、報告対象の適用となる機器等の考え方について
(別紙No.4)
火災で故障が発生時に消火等を行った場合の除外の考え方について (別紙No.5)

○【報告の期日は適切か】

【意見】

- 規則に定める「10日以内」の期限を第1報として事象内容の報告であれば、
適当と考える。「原因究明及び再発防止対策」については、実情「10日以内」
を超えて時間を要している。原因調査の状況及びそれらに対する処置は原子力
規制検査でも確認していただけると考えているため、「報告期日」に具体的
な日数を設定せず、状況に応じた運用を要望する。
(具体的な事案)
- ・ 法令報告された情報をどのような目的で使用されるかの観点から、報告期
日の設定の適切性について認識合わせをさせていただきたい。(別紙No.6)

以上

原子炉等規制法に基づく法令報告の改善について

No.	分類	関連規則					事業者意見
		試験炉	使用	研開炉	再処理	加工	
		第16条の14	第6条の10	第129条	第19条の16	第9条の16	
1	報告対象事象の適切性	-	2号	-	-	-	<p>報告事象の解釈によれば、修理のため特別の措置を必要とする場合は、当該故障が安全に影響を及ぼす可能性があるものであることから、上記事象を報告対象とするとされている。使用規則第6条の10第3号に安全機能に係る故障が報告事項として定められていることを踏まえると、第2号の故障は安全機能に関わらないものと考えられる。</p> <p>2020年4月1日より施行されている新検査制度の下では、施設の安全確保に関しては事業者が第一義的に責任を有することから、安全機能に関わらない施設の故障があった場合の修理に際して、安全性への影響の検討や修理の際に必要な保安処置の実施は、事業者の責任で実施し、そのプロセスを含む修理に関する一連の活動は原子力規制検査の対象となる。安全機能に係る故障でないこと及び新検査制度の趣旨等に鑑みれば、第2号については法令報告事象から除外することが適当と考える。（上記事項は、核燃料物質使用施設以外の核燃料施設についても同様と考える。）</p>
2	報告事象の解釈記載の適切性	-	2号	-	-	-	<p>「使用施設等の故障を原因とする修理のための特別の措置を必要とする場合は、当該故障が安全に影響を及ぼすものである可能性があることから、報告を求めるものである。」とされているが、先に述べたとおり、第2号の故障は安全機能に関わらないものと考えられ、使用施設等が安全に停止でき安全性への影響がない場合も想定される。この場合には、報告事象とする必要はないと考える。</p>
3	報告事象の解釈記載の適切性	3号	-	-	-	-	<p>2020年4月1日の法令改正の前は、法令報告対象である「原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構築物」は、当時実施していた施設定期検査及び施設定期自主検査対象の設備機器であり、これらの故障が法令報告の対象となっていた。2020年4月1日の法令改正後は、定期事業者検査対象の設備機器が対象となっているが、設備機器の重要度を考慮した対応として、これら（定期事業者検査対象の設備機器）のうち、事業者が策定した施設管理実施計画において、重要としているもの（原子力機構においては、保全重要度という尺度を導入しており、これが「高」及び「中」のもの）を対象としてはどうか。</p>
4	報告事象の解釈記載の適切性	4号	-	-	-	-	<p>安全上重要な機器等の機能が維持されているか否かにかかわらず火災で故障が発生した場合は適用されるとしているが、原子炉の安全を確保するため必要な機能への影響の程度に応じて適用の要否を判断すべきではないか。定期事業者検査の対象には避雷設備や避難通路のような原子炉の安全性や公衆への被ばく影響に直接関連せず、特に低出力炉などにおいては発電炉に比してこれらの相対的な重要度は極めて低い。第4号は、火災によりこれらの設備が故障した場合も法令報告の対象になると解釈されてしまうため、運用上の留意点または事例において重要度の低いものの故障は対象外とする記載の検討をお願いしたい。</p>
5	報告事象の解釈記載の適切性	4号	-	-	-	-	<p>訓令の「II 試験炉報告基準の各号について」の「四 火災による安全上重要な機器等の故障があったとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。」について、消火等による機器故障は除外とあるが、消火等により、安全機能に影響を及ぼした、又は、及ぼす恐れがある場合（例：安全系の制御系統の消火による機能喪失）は、「三 安全上重要な機器等の故障により必要な機能を有していないと認められるとき。」に抵触すると思われる。たとえ消火等の行為であっても、安全機能への影響により、必ずしも除外されないことは明確にした方が良いのではないかと考える。</p>
6	報告事象の解釈記載の適切性	-	-	-	2号 3号	-	<p>「運転の状態」にかかわらず報告対象とする旨の記載がある一方で、例として挙げられている事例に「・・・により運転を停止したとき」という、運転状態に関する記載があるため、「運転」と報告の関係について整理した方が良く考える。</p>
7	報告事象の解釈記載の適切性	-	-	-	-	2号	<p>「加工施設の故障があった場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であって、加工に支障を及ぼしたとき」について、廃止措置段階に移行すれば、安全に影響を及ぼす設備機器は計画で維持管理設備としてエントリーしている。そのため、この条文の「故障」の範囲を維持管理設備に限定したかどうか。</p> <p>また、維持管理設備でも常に維持しなければならない設備と将来的に使うがすぐに使用することもなく故障しても安全に影響を与える設備があるので、一律に維持管理設備が対象ではなく、故障した対象範囲を議論させていただきたい。</p>
8	報告期日の適切性			全般			<p>試験炉規則第十六条の十四（事故故障等の報告）を例にとると、「その旨を直ちに」「状況及びそれに対する処置を十日以内に」原子力規制委員会への報告が義務付けられている。このうち、「その旨」とは事故故障等の発生事実の共有であり、「直ちに」報告が求められるものとする。</p> <p>一方、「状況及びそれに対する処置」については、これらの情報が一定程度整理された段階で共有することが望ましいと考える。</p> <p>ここで「一定程度」については、事故故障の規模や複雑さ等により一概に決められるものではないことから、一律の期限を設けて報告を求めることに合理性はないと考える。</p> <p>法令に基づき報告された情報をどのような目的で使用するのか、その目的に照らして、報告内容及び報告期限の設定は適切か、という観点での認識合わせが肝要と考える。</p>